

デジタル貿易分野における ASEAN 域内協力

猿 渡 剛

はじめに

新型コロナウイルス感染症の発生により、世界各国が健康上の緊急事態や経済収縮に関心を移したため、進行中であった貿易交渉の多くが中断または延期された。世界で新たに締結された特惠貿易協定（Preferential Trade Agreement: PTA）の数は大幅に減少し、2019年に13協定であったのが、2020年に11協定、2021年にはわずか4協定にまで減少するに至った¹⁾。

もっとも、2020年、2021年にかけて締結された15のPTAには、国境を越えたデジタル貿易における相互運用性の促進に焦点を当てた次世代型貿易協定が含まれており、デジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economy Partnership Agreement: DEPA）やシンガポール・豪州デジタル経済協定（Singapore-Australia Digital Economy Agreement: SADEA）が該当する²⁾。

ASEAN およびその加盟国もまたデジタル貿易の利益を最適化するために、国内レベルでデジタル貿易に関する規則・規制を施行し始めている。そして、加盟国の中には、PTA を通じて電子商取引のさらなる自由化を求めている国も存在する³⁾。

ただし、デジタル貿易の研究には制約がある。Weber (2015) が認めるよう

1) ESCAP (2021), p. 3.

2) *Ibid*, pp. 3-4.

3) Permana (2019b), p. 10.

に、デジタル貿易が国際取引の新形態として存在感を強めているにもかかわらず、デジタル貿易についての定義は未だ確立していない。

経済産業省（2018）が指摘するとおり、電子手段によるモノやサービスなどの越境取引に加え、デジタル化社会を実現するためのデジタル関連製品・サービスの貿易、デジタル関連の知的財産の保護、電気通信インフラへの投資、企業の国外での投資・サービス提供や製品輸出に係るデータの取り扱いなどを含む広範な論点があり、国によってデジタル貿易を指す範囲が異なる。このようにデジタル貿易の定義が統一されていないがゆえに、デジタル取引市場の規模を算出したデータは存在しない。

近年の特恵貿易協定にペーパーレス貿易に関する条項がどの程度盛り込まれているかを分析した研究に Duval and Mengjing (2017) があり、2005 年以降に発効した貿易協定の半数以上がペーパーレス貿易の措置や規定を含めている。

本稿では ASEAN を対象とし、加盟国のデジタル貿易に係る取り組みの現状を整理したうえで現在の課題を論じる。

I WTO の機能不全

1987 年から 1993 年にかけて行われた関税および貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）とサービスの貿易に関する一般協定（General Agreement on Trade in Services: GATS）の交渉時、インターネットはまだ黎明期であった。ウルグアイ・ラウンドは 1993 年末に終了するが、Amazon と eBay の登場により電子商取引が誕生したのは 1994 年である⁴⁾。

4) Weber (2015), p. 323.

デジタル貿易が消費者、企業、政府を巻き込んだ、デジタルまたは物理的に提供可能な物品・サービスのデジタル対応貿易を包含するという点では、コンセンサスが得られつつある⁵⁾。しかし、デジタル貿易が世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）の法的枠組みに直接含まれてこなかったがゆえに、デジタル貿易と電子商取引の扱いに関しては未だ多くの法的不確実性が存在する。GATT も GATS も、「電子商取引」または「デジタル取引」という用語の法的な定義を規定していない⁶⁾。

WTO では、1998 年に「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」とそれに基づく作業計画が採択された後、ルールの整備が進んでいない。現行の WTO における電子商取引に関する議論において、具体的に検討の対象となっているのは、デジタルコンテンツの分類を含めた協定上の取扱いおよび、電子送信に対する関税賦課のモラトリアムの 2 点であり、どちらも決着していない⁷⁾。

また、越境データ移転規制に関連する WTO 協定ルールとしては、サービス貿易を規律する GATS が最重要であるが、当時用いられたサービス貿易の分類表は現在のデジタル貿易の実態を反映するものではない⁸⁾。

II 電子商取引を含む協定

デジタル貿易にかかる国際ルール形成が WTO の枠組みにおいて進捗しない中、実際に発生している通商問題への対応を必要視する国々は、2 国間や複数国間での貿易協定の枠組みにおいて、ルール形成を主導してきた⁹⁾。

5) OECD ホームページ (<https://www.oecd.org/trade/topics/digital-trade/>)。

6) Weber (2015), p. 323.

7) かいほつマネジメント・コンサルティング (2019)。

8) 東條 (2020), 2 頁。

9) かいほつマネジメント・コンサルティング (2019)。

アジア・太平洋地域において電子商取引規定を含んだ初の貿易協定は、2000年に締結されたシンガポール・ニュージーランド経済緊密化協定（Singapore-NZ Closer Economic Partnership: SNZCEP）である。SNZCEPの第4章「税関手続き」では電子商取引に関する問題が取り上げられており、税関当局と貿易業者との間でやり取りをする際に紙ではなく電子ビジネス・アプリケーションを利用するよう求めている。同様のアプローチは2002年の日本・シンガポール新時代経済連携協定（Japan-Singapore Economic Partnership Agreement: JSEPA）にも見られる。JSEPAの協定文中には、電子文書や電子証明書の発行、ペーパーレス貿易¹⁰⁾に関する合同委員会の設立について記載されている¹¹⁾。

2003年には、独立した電子商取引の章を設けた初めての自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）であるシンガポール・オーストラリアFTA（Singapore-Australia Free Trade Agreement: SAFTA）が発効した。SAFTAは国連国際商取引法委員会による1996年制定の「電子商業に関するモデル法」との整合性を図るとともに、現在多くの協定に盛り込まれている、電子商取引を紛争解決の範囲外とする紛争解決規定を含めている。

しかし、2004年以降も電子商取引を含む協定が相次いで締結・発効されたとはいえ、多くの協定には電子商取引の章が存在しなかった。電子商取引を巡る交渉が活発化するのには、米国がICT業界のアジェンダを推進する2010年代まで待たねばならなかった。

このアジェンダは、2016年にUSTRが「Digital 2 Dozen」原則¹²⁾としてまとめており、障壁や差別、強制的な技術移転などに対して反対し、「自由」と

10) ペーパーレス貿易とは、貿易管理書類をデジタル化し、輸出入者が電子的に書類を提出できるようにすることである。プロセスのデジタル化により、貿易業者にとっては書類作成が容易になり、政府関係者にとっては管理コストが削減される。
Wu (2018), p. 17.

11) Weber (2015), pp. 336.

「選択」を尊重すると表現している¹³⁾。このような米国の態度の背景に中国の保護主義がある。米国と中国の対比によって最も顕著に浮かび上がるのは、「自由化」を重視する米国と「円滑化」を重視する中国という構図である¹⁴⁾。

中国は 2015 年以降、貿易協定において電子商取引条項を積極的に導入してきた。中国が韓国、豪州、グルジアと締結した FTA では、関税、透明性、国内規制枠組み、電子ニコチン認証とデジタル証明書、オンライン消費者保護、オンラインデータ保護など、より高度な規則を含む電子商取引の章を設けている。中国はシンガポールやチリとの FTA を改正する際に、電子商取引に特化した独立した章を設けることを決定した¹⁵⁾。

その一方で中国は、コンピューター設備の設置場所、情報の国境を越えた移転、デジタル製品の扱いに関するルールの採択に消極的であった。そして電子送信に対する関税不賦課を約束しない。法的拘束力のある義務を回避することで、中国はデジタル主権を維持し、さらに FTA における電子商取引に関連するあらゆる事項についての紛争解決メカニズムを回避しようとしてきた¹⁶⁾。

12) 「Digital 2 Dozen」原則は(1)自由で開放されたインターネットの推進、(2)デジタル関税の禁止、(3)最恵国待遇の保証、(4)国境を越えるデータフローの実現、(5)ローカライゼーション障壁の阻止、(6)技術移転強要の禁止、(7)重要なソースコードの保護、(8)技術選択の確保、(9)革新的な認証方式の進化、(10)強制力のある消費者保護の実現、(11)ネットワーク競争の保護、(12)革新的な暗号化製品の育成、(13)デジタル貿易に適したフレームワークの構築、(14)サイバー・セキュリティに関する協力の推進、(15)市場主導の標準化とグローバルな相互運用性の維持、(16)すべての製品の関税撤廃、(17)デジタル配信を含む投資と国境を越えたサービスに関する強固な市場アクセスに関するコミットメントの確保、(18)より迅速で透明性の高い通関手続きの実現、(19)規制・標準の策定における透明性とステークホルダーの傘下の促進、(20)国有企業との公正な競争の確保、(21)強力でバランスのとれた著作権保護と執行の推進、(22)近代的な特許保護の推進、(23)企業秘密漏洩の阻止、(24)適合性評価手続きの認識、の以上 24 項目から構成される。USTR (2017)。

13) Kelsey (2019), p. 60.

14) 菅原 (2020), 68 頁。

15) Collins, Park and Lee (2021), p. 654.

16) *Ibid*, p. 655.

表1 アジア諸国・米国のデジタル貿易関連規制指数

国名	デジタル貿易制限指数	順位	財政上の制限・市場アクセス	順位	設立の制限	順位	データの制限	順位	貿易の制限	順位
中国	0.70	1	0.60	3	0.77	1	0.82	1	0.63	1
インド	0.44	3	0.63	1	0.40	8	0.36	16	0.40	7
インドネシア	0.43	4	0.43	6	0.36	13	0.44	5	0.48	5
ベトナム	0.41	5	0.22	36	0.50	3	0.43	6	0.51	3
タイ	0.35	10	0.27	18	0.54	2	0.29	20	0.28	17
マレーシア	0.34	11	0.20	50	0.45	5	0.35	11	0.35	10
韓国	0.31	15	0.33	13	0.25	34	0.39	8	0.28	16
米国	0.26	22	0.37	10	0.38	12	0.15	53	0.12	43
フィリピン	0.22	32	0.27	20	0.34	16	0.11	61	0.17	33
日本	0.18	50	0.21	39	0.35	14	0.04	62	0.11	48
シンガポール	0.15	57	0.02	65	0.24	37	0.25	28	0.11	47

注1：「財政上の制限・市場アクセス」は関税・貿易障壁、税制・補助金、公共調達から構成される。

注2：「設立の制限」は外国直接投資の制限、知的財産権への対応、競争政策、ビジネス・モビリティから構成される。

注3：「データの制限」はデータ・ポリシー、紹介者責任、コンテンツへのアクセスから構成される。

注4：「貿易の制限」は貿易数量制限、標準化、オンラインでの販売・取引から構成される。

出所：欧州国際経済研究所（ECIPE）「デジタル貿易制限インデックス」

世界的にデータ関連規制の増加が確認されており、とりわけアジアは他の地域と比較して多くの規制を設けてきた。表1は、欧州国際政治研究所による世界64カ国・地域のデジタル貿易関連規制指数を表している。この表からわかるように、国内規制は中国が最も厳しく、インド、インドネシア、ベトナムも上位5位に入るなど、アジア諸国は比較的規制が厳しいと評価されている。実際にこれらの国では、データ関連規制の整備が進められている¹⁷⁾。

アジア地域では、ブルネイやインドネシアはデータ・ローカライゼーションに関する規制が存在する。2018年10月には、マレーシアのコミュニケーション・マルチメディア相が、同国のデータ規制をEUの一般データ保護規則並みの水準にまで引き上げる必要がある、と発言するなど、今後も地域内

17) 長崎 (2019)。

で関連規制の整備が進む可能性がある¹⁸⁾。

国境を越えたデータの流れが増加するなか、データのプライバシーとセキュリティは多くの国の懸念事項となっている。ASEAN 諸国は、プライバシーやセキュリティの規制に関して法律や法令、追加的な政令とさまざまな規制を設けている。シンガポールには「個人データ保護法（2012年）」があり、分野別の法規制を補完している。タイは「個人データ保護法」を制定し、2020年5月から施行した。ブルネイは「データ保護政策（2014年）」、ラオスは「サイバー犯罪の防止と撲滅に関する法律（2015年）」とともに「ラオス電子データ保護法（2017年）」を制定している。ベトナムやミャンマーなどでは、一般的な個人情報保護法はないものの、分野別の規制は設けられている。インドネシアでは、2019年10月に政府が電子システムに関する規則を打ち出し、データのローカライズ要件、個人データ保護、ネガティブコンテンツへのアクセスをブロックする政府権限など、重要な変更を導入している¹⁹⁾。

Ⅲ デジタル経済協定

前節で論じたように、中国や一部の東南アジア諸国のデジタル貿易規制は強固なものになりつつある。そこで米国や日本は、貿易協定交渉のなかで電子商取引の自由化を多く取り上げるようになった²⁰⁾。2019年、当時の安倍晋三首相はダボス会議において、個人情報など機微な情報については「慎重な保護の下に置かれるべき」とする一方、「非個人的で匿名のデータ」については、各産業や社会全体の発展に貢献し得るものとして、「自由に行き来させ、国境などを意識させないように」させなくてはならない、と発言した。これ

18) 同上。

19) Majumdar, Sarma and Majumdar (2020), p. 70.

20) Weber (2015), p. 336.

を実現させるために、信頼に裏付けられたデータ移動が行えるような、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（Data Free Flow with Trust: DFFT）の体制構築が重要だと述べた²¹⁾。

DFFT に対しては、EU は匿名性の高いビジネスデータについては自由に流通させてもよいという主張を繰り返す一方、中国をはじめとする新興国は、基本的に国家がデータを管理する考え方であり、外国企業には国内のデータを自由に活用させることに対して規制を課すことを狙っており²²⁾、市場を開放しデータを共有することで経済的利益を生み出すという観点を必ずしも共感しておらず、DFFT に対して消極姿勢を示していた²³⁾。

デジタル貿易交渉の範囲と複雑さの拡大を反映して、専用のデジタル貿易協定（Digital Trade Agreement: DTA）が誕生した。世界初の DTA は 2019 年に米国と日本の間で締結された。2021 年までに DTA の数は 5 つに増え、そのうち 3 つが発効し、2 つは交渉中である。いずれも、少なくとも 1 つのアジア・太平洋地域の国が関与している。とくにシンガポールは、5 つの DTA のうち 4 つに参加し、DTA 交渉の中心となっている。DTA の範囲は電子商取引協定で決定したルールをさらに超えて、人工知能、フィンテック、オープンガバメントデータなどの新しい問題に関連する規制環境にまで及んでいる²⁴⁾。

東南アジアでは、各国はよりオープンでアクセスしやすく標準化された他国との協調を目指すか、よりローカルで保護主義的なシステムを目指すか、2 つの道を歩んでいる。例えばシンガポールに関しては、2021 年 11 月にチリ、ニュージーランドとの間でデジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economy Partnership Agreement: DEPA）が発効した。他にも、シンガポール・

21) 長崎 (2019)。

22) 三浦 (2020)。

23) 三浦 (2021)。

24) ESCAP (2021), p. 16.

オーストラリア間のデジタル経済協定、英国、韓国、ベトナムなどのパートナーとの同様のイニシアティブに関する進行中の議論に示されるように、デジタル問題に関して積極的に協力を進めている。DEPA では従前の貿易協定と異なり、物流に関する規定や電子決済に特化した規定が設けられている²⁵⁾。

IV ASEAN の域内協力

経済成長を支えるインターネットの役割は、ASEAN ではすでに 1990 年代後半から認識されていた。当時の技術発展に対応するため、ASEAN は 1999 年に e-ASEAN タスクフォースという専門的なタスクフォースを設立した。この e-ASEAN タスクフォースは ASEAN タスクフォースは民間部門と政府部門の代表者から構成されており、ASEAN 加盟国間のデジタル・デバイドを縮小するとともに、ASEAN における電子商取引の成長を促進するための行動計画と戦略を構築することを任務としていた²⁶⁾。

表 2 は、ASEAN 事務局が 2021 年に公表したデジタル・デバイドの現状を示す表である。東南アジアでは大多数が LTE を利用できるにもかかわらず、インターネットの利用率が過半に満たない国がある。また、シンガポールこそ電子バンキングの利用人口の割合は 84% に上るが、その他の国では未だ多くの人々がデジタル・プラットフォームを利用した金融サービスにアクセスできていない。そして、いずれの国においても企業はデジタルスキルを伸ばす余地が大きいと考えている。

タスクフォースのイニシアティブにより、2000 年に e-ASEAN 枠組み協定が締結された。この協定は ICT 製品、サービス、投資の自由化を促進し、ASEAN における電子商取引の成長を促進することを目的としており、既存

25) Mitchell and Mishra (2020), pp. 22-24.

26) Permana (2019a), p. 9.

表2 ASEAN 加盟国のデジタル・デバイドの状況

	LTE の 利用可能範囲	インターネット 利用	電子バンキング	デジタルスキル
測定基準	利用可能 人口の割合	過去3カ月間の インターネット 利用人口の割合	金融取引時のデ ジタル・プラッ トフォーム利用 人口の割合	活動人口のデジ タルスキルに対 する評価
年	2019	2017	2017	2019
シンガポール	100%	84%	84%	5.6
ブルネイ	95%	95%	N/A	4.9
マレーシア	93%	80%	60%	5.4
タイ	98%	53%	43%	4.3
インドネシア	98%	32%	27%	4.5
フィリピン	94%	60%	14%	5.1
ベトナム	97%	50%	16%	3.8
ミャンマー	76%	31%	4%	N/A
カンボジア	80%	34%	12%	3.6
ラオス	43%	26%	8%	4.1

注1：ミャンマーの「LTEの利用可能範囲」の数値は2020年のものである。

注2：ラオスの「LTEの利用可能範囲」の数値は2018年のものである。

注3：デジタルスキルのスコアは、質問「活動人口がどの程度十分なデジタルスキル（コンピュータスキル、基本コーディング、デジタル読解力など）を有しているか」に対する、当該国で事業を展開している企業による加重回答を表している。「1」が「まったくない」、
「7」が「大いにある」であり、スコアが高いほどデジタルスキルが高いとみなされる。

出所：ASEAN Secretariat (2021b), p. 116.

の WTO 協定を参照して ICT 製品と ICT サービスの定義を定めている。また、電子署名の相互承認、電子商取引の知的財産問題、個人情報保護、消費者プライバシー、オンライン紛争解決など、電子商取引の一般的な国際規範を参照することも認めている²⁷⁾。

e-ASEAN 枠組み協定の下での地域的な物品貿易協定として、ASEAN には

27) Permana (2019a), p. 10.

ASEAN 物品貿易協定（ASEAN Trade in Goods Agreement: ATIGA）がある。物品貿易に関する ASEAN 内の枠組みとして機能している。もう一つの手段は、ASEAN サービス枠組み協定（ASEAN Framework Agreement on Services: AFAS）である。AFAS は 1995 年に締結され、その後 2003 年に改正された。AFAS の運用は GATS の適用に準じており、ポジティブリストを通じてのみ適用可能である。加盟国の GATS 公約以上の自由化を達成するために、特定の公約を定期的に修正する ASEAN 内のメカニズムとして AFAS は機能している。AFAS は GATS の約束以上のサービス自由化を提供することに成功したと評価されている²⁸⁾。

ASEAN が新型コロナウイルス感染症対策と経済の回復に取り組み続ける中、各国の経済閣僚は 2023 年までに地域全体のデジタル経済協定に関する調査を実施することを約束し、2025 年までに ASEAN デジタル経済枠組み協定の交渉を開始することで合意した。

そして、デジタル貿易に関する枠組みを整備するため、「ASEAN 電子商取引に関する行動計画 2017-2025」が策定され、ASEAN 電子商取引協定の草案が 2018 年に完成した。ASEAN 加盟国は 2019 年 1 月に同協定に署名し、2021 年 12 月に発効した²⁹⁾。

ASEAN には電子商取引条項を定めた 4 つの協定が存在する。このうち、ASEAN・豪州・ニュージーランド FTA（ASEAN-Australia-New Zealand FTA: AANZFTA）は 2010 年発効と最も古い協定であり、規定数が最も少ない。2019 年に署名された ASEAN 電子商取引協定（ASEAN Agreement on Electronic Commerce: AAEC）では AANZFTA で規定されていない 6 つの規定、協力、ペーパーレス貿易、電子認証と電子署名、オンライン消費者保護、オンライン個人情報、国内規制環境、紛争解決について記されている³⁰⁾。

28) *Ibid.*, pp. 10-11.

29) Permana (2019b), pp. 11-12.

また、ASEAN 域外国も含めた貿易協定である 2020 年署名の地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP）では、関税、迷惑な商用電子メッセージ、デジタル製品の非差別に関する条項が含まれるようになり、公約が拡大された。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP）は 2018 年に署名された RCEP よりも古い協定であるが、デジタル製品の無差別、ソースコード、電子商取引のためのインターネットへのアクセスと利用に関する原則、インターネット相互接続料金の共有という 4 つの条項が追加されている³¹⁾。

ASEAN のデジタル分野における協力活動は、ASEAN ICT マスタープラン 2010-2015（AIM 2015）、AIM 2020、そして ASEAN デジタルマスタープラン 2021-2025（ADM 2025）という戦略的行動計画に沿って行われる。

AIM 2015 では、(1)「経済の変革」、ICT 分野における貿易、投資、起業を誘致・促進するためのビジネス環境の整備を指す、(2)「人々の権利向上と関与」、安価で公平な ICT を通じた生活の質の向上を指す、(3)「イノベーション」、創造的、革新的かつグリーンな ICT 分野の育成を指す、(4)「インフラ整備」、(5)「人的資源の開発」、ICT 部門の成長を支援し、他の部門の変革を支援するために、ICT において有能で熟練した人的資源を開発することを指す、(6)「デジタル・デバイドの解消」、の以上 6 つの目標が設定された。

AIM 2020 では、(1)の「経済の変革」が「経済統合と変革」に変わり、ASEAN 加盟国をデジタル経済、とくにデジタル貿易やサービスなどの主要優先分野の要となるよう戦略的に位置づけるとしている。(2)は「ICT による

30) もっとも AAEC の追加公約は、安全・安心で効率的かつ相互運用可能な電子決済システムの使用を「奨励」する、物流のコストを「低減するよう努める」というように、「義務」ではなく「最善努力」に留まるソフト・コミットメントの性格を帯びている事実に注意されたい。Yean (2021), p. 4.

31) Yean (2021), pp. 4-5.

人々の統合とエンパワーメント」となり、個人、共同体、社会の目標を達成するためブロードバンドを安価に普及することで、ICT利用率を高めると謳っている。(3)は「イノベーション」のままであるが、ICTを活用した起業家精神とアイデアの創出を促進・奨励となり、ASEAN市民をデジタルリテラシーを持った参加者とし、継続的なリスキルプログラムを通じて労働力の才能を強化し、機会の増加を通じて才能を惹きつけるとした。(4)は遠方に退き、(5)は「単一市場におけるICT」となり、ASEAN経済共同体の目標であるビジネスコストの削減、規模の経済、範囲の経済の達成、ASEANにおける持続可能なビジネスモデルへの相乗効果の実現に貢献するとしている。(6)は「情報セキュリティと保証」となり、信頼できるデジタル・エコシステムを構築し、取引と情報交換を安全、安心、かつ信頼できるものにする、としている。

ASEANのデジタル経済の競争力を確保するため、ASEANのデジタル部門は、国境を越えたデータ転送ルール、データ分類アプローチ、データ・プライバシー保護、データ駆動型イノベーションを扱うASEANデジタル・データ・ガバナンス枠組みの開発などの新しい問題に取り組んでいる。この枠組みの開発は、デジタル・イノベーションに関するASEANコネクティビティ2025マスタープランのイニシアティブをサポートするものである。

そしてADM2025では、(1)デジタルインフラ、(2)デジタル変革、(3)レジリエンス・信頼・セキュリティ、(4)デジタル政策・規制・標準、(5)協力と協働の5つの目標を掲げている。

さらに上述のAIM2015、AIM2020、ADM2025を補完するためにASEANデジタル統合枠組みが設定された。デジタル統合を実現するために、重大な障害に対処し、既存のASEANプラットフォームや計画を加速させるために、当面の優先分野として(1)シームレスな貿易の促進、(2)データの保護に配慮したデジタル貿易とイノベーションの支援、(3)シームレスなデジタル決済、の

以上3項目を挙げている³²⁾。

ASEAN デジタル統合枠組みの中心的役割を担うのが ASEAN 電子商取引調整委員会 (ASEAN Coordinating Committee on Electronic Commerce: ACCEC) である。ACCEC は作業内容を報告し、推奨事項を高級経済実務者会合に提出する。また、電子商取引の実装をサポートする機能を担当する他の関連部門とも緊密に連携している。各部門機関の代表者は ACCEC に招待されて会議に出席する。

表3 ASEAN デジタル関連主要団体・委員会

電子商取引に関する団体／委員会	作業範囲
高級経済実務者会合 (Senior Economic Officials Meeting: SEOM)	<ul style="list-style-type: none"> 特定の電子商取引・デジタル統合イニシアティブの効果的な実装を確実にするとともに関連するセクターの取り組みを調整するためのガイダンス・タスクを ASEAN 電子商取引調整委員会 (ASEAN Coordinating Committee on Electronic Commerce: ACCEC) に提供 ACCEC による実装の進捗状況に関するレポートの評価 必要に応じて ACCEC へイニシアティブを付与
ASEAN デジタル高官会議 (ASEAN Digital Senior Officials' Meeting: ADGSOM)	<ul style="list-style-type: none"> ICT インフラ サイバーセキュリティ デジタルデータガバナンス 電子取引
ASEAN 零細・中小企業調整委員会 (ASEAN Coordinating Committee on Micro, Small and Medium Enterprises: ACCMSME)	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引を通じた零細・中小企業の活用
ASEAN 標準化・品質管理諮問評議会 (ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality: ACCSQ)	<ul style="list-style-type: none"> デジタル貿易標準
ASEAN 税関調整委員会 (ASEAN Coordinating Committee on Customs: ACCC)	<ul style="list-style-type: none"> 国境を越えた電子商取引に係る通関・関税
ASEAN 知的財産協力作業部会 (ASEAN Working Group on Intellectual Property Cooperation: AWGIPC)	<ul style="list-style-type: none"> 貿易される商品の知的財産
ASEAN 消費者保護委員会 (ASEAN Committee on Consumer Protection: ACCP)	<ul style="list-style-type: none"> 電子商取引活動におけるオンラインの消費者保護 紛争解決
ASEAN 支払・決済システム作業委員会 (Working Committee on Payment and Settlement Systems: AWC-PSS)	<ul style="list-style-type: none"> 全国で利用できる電子商取引のための安全で効率的なオンライン決済システム 電子商取引を支援するデジタル決済/eウォレット

出所：ASEAN 事務局ホームページ

32) ASEAN Secretariat (2020).

最後に、ASEAN 電子商取引協定（ASEAN Agreement on Electronic Commerce: AAEC）の成果と課題を論じる。表 4 は、ASEAN およびその加盟国であるシンガポールがこれまでに署名してきた 6 つの DTA である AAEC, CPTPP, DEPA, RCEP, シンガポール・豪州デジタル経済協定（Singapore-Australia Digital Economy Agreement: SADEA）、英国・シンガポールデジタル経済協定（UK-Singapore Digital Economy Agreement: UKSDEA）に加え、DTA の先駆的存在である日本・米国デジタル貿易協定（U.S.-Japan Digital Trade Agreement: USJDTA）を比較したものである。

表を一瞥してわかるように、AAEC はデジタル貿易条項の数が 9 であり、先発協定の CPTPP の 13 と比較しても少なく、すべての DTA のなかで最も少ない。他の東南アジア諸国は交渉に参加せずシンガポールのみが署名した DEPA, SADEA, UKSDEA では、商取引の効率性、正確性、信頼性を高めるために「電子請求書」条項が新設されたほか、デジタル経済から生じる課題に対処するため競争政策の策定と実施における経験の共有を締約国間で促進する「競争政策に関する協力」、技術標準をはじめとするさまざまな共通標準を開発、採用するため国境を越えたプロジェクトの特定、開発、試験を盛り込んだ「デジタル貿易のための規格適合性評価」、近年の潮流を反映し「人工知能」、「フィンテック・レグテック」、「ローテック」について新たに定められた。UKSDEA の協定文書では、相手国が必要とする追加の立法措置なしに新しい金融サービス供給することを認めるとしている。

ASEAN 加盟間の格差は大きく発展段階は著しく異なる。拘束力のあるコミットメントを行うベースと意欲が異なるため、シンガポールの取り組みを他国に直ちに適用することは困難であるが、中長期的には上述の条項についての議論が避けられないであろう。

表4 主要デジタル貿易協定におけるデジタル貿易条項の比較

	UKSDEA	SADEA	RCEP	DEPA	USJDTA	AAEC	CPTPP
デジタル貿易を促進するコミットメント	○	○	○	○	○	○	○
電子的送信の関税不賦課	○	○	○	○	○	×	○
デジタル・プロダクトの無差別待遇	○	○	×	○	○	×	○
国内電子取引枠組み	○	○	○	○	○	○	○
電子認証・署名	○	○	○	×	○	○	○
国境を越える情報流通	○	○	○	○	○	○	○
ペーパーレス貿易	○	○	○	○	×	○	○
電子請求書	○	○	×	○	×	×	×
電子決済	○	○	×	○	×	○	×
エクスプレス輸送	×	○	×	○	×	×	○
オンライン消費者保護	○	○	○	○	○	○	○
競争政策に関する協力	○	○	×	○	×	×	×
個人情報保護	○	○	○	○	○	○	○
未承諾の商用電子メッセージ	○	○	○	○	○	×	○
海底通信ケーブルシステム	○	○	×	×	×	×	×
金融サービス向けコンピューター関連設備の設置場所	○	○	×	×	○	×	×
データ・イノベーション	○	○	×	○	×	×	×
オープンガバメント・データ	○	○	×	○	○	×	×
ソース・コード	○	○	×	×	○	×	○
デジタル・アイデンティティ	○	○	×	○	×	×	×
デジタル貿易のための規格適合性評価	○	○	×	×	×	×	×
人工知能	○	○	×	○	×	×	×
フィンテック・レグテック	○	○	×	○	×	×	×
ローテック	○	×	×	×	×	×	×
紛争解決	○	○	○	○	×	○	○
デジタル貿易条項の数	24	24	10	19	12	9	13

注1：UKSDEAは2022年2月にシンガポール、英国が署名したデジタル経済協定である。

注2：SADEAは2020年12月に豪州、シンガポールが署名したデジタル経済協定である。

注3：RCEPは2020年11月にASEAN加盟10カ国、豪州、中国、日本、韓国、ニュージーランドが署名した経済パートナーシップ協定である。

注4：DEPAは2020年6月にチリ、ニュージーランド、シンガポールが署名したデジタル経済連携協定である。

注5：USJDTAは2019年10月に日本、米国が署名したデジタル貿易協定である。

注6：AAECは2019年1月にASEAN加盟10カ国が署名した電子商取引協定である。

注7：CPTPPは2018年3月に豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナムが署名したパートナーシップ協定である。

出所：筆者作成

むすびにかえて

ASEAN は 2021 年 8 月、加盟国のデジタル統合の状況を把握するため、独自の「ASEAN デジタル統合指数」を発表した³³⁾。指数算出にあたっては (1)データが明確、正確であり、デジタル統合フレームワークの優先分野に関連しているとみなせる「関連性」、(2)データにアクセスできる「アクセス性」、(3)ASEAN に加盟する全 10 カ国のうち少なくとも 8 カ国をカバーしている、(4)2017 年以降に公表されたデータであり、更新されたデータセットが使用されている「適時性」、(5)定期的に発行されるデータベースを利用している「一貫性」、(6)方法論を公表しており信頼に足るとみなせる「透明性」、の以上 6 つが重視された。

「ASEAN デジタル統合指数」は上述の 6 基準に基づき、「デジタル貿易・ロジスティクス」、「データ保護・サイバーセキュリティ」、「デジタル決済・デジタルアイデンティティ」、「デジタルスキル・人材」、「イノベーション・起業家精神」、「制度インフラの準備」の 6 つの柱で加重平均した指数である。

表 5 ASEAN デジタル統合指数の国際比較

	第 1 の柱 デジタル貿易・ ロジスティクス	第 2 の柱 データ保護・ サイバーセキュリティ	第 3 の柱 デジタル決済・ デジタルアイデンティティ	第 4 の柱 デジタルスキル・ 人材	第 5 の柱 イノベーション・ 起業家精神	第 6 の柱 制度・ インフラの準備
ASEAN	55.27	62.81	58.84	48.21	49.32	62.85
豪州	90.72	90.77	88.00	52.99	66.30	60.87
中国	86.50	75.73	74.73	64.76	68.74	53.63
日本	93.36	90.93	82.00	54.77	77.32	60.67
ニュージーランド	92.04	85.91	90.33	55.70	65.84	63.90
韓国	89.28	88.42	81.42	53.77	77.92	63.59

出所：ASEAN Secretariat (2021), p. 66.

33) ASEAN Secretariat (2021), p.15.

6つの柱のうち、ASEANの平均スコアは「制度インフラの準備」で最も高く、「デジタルスキル・人材」で最も低い。ASEAN 原加盟国と CLMV 諸国を ASEAN 平均と比較すると、この2つのグループの国々の格差が明白である。ブルネイ、マレーシア、シンガポールは、6つの柱のすべてで ASEAN 平均を上回り、タイは、デジタルスキル・人材を除くすべての項目で ASEAN 平均を上回っている。インドネシアは、「デジタル貿易・ロジスティクス」、「デジタルスキル・人材」で ASEAN 平均を下回り、フィリピンは「デジタル決済・アイデンティティ」、「イノベーション・起業家精神」で ASEAN 平均を下回っている。また、カンボジア、ラオス、ミャンマーは6つの柱すべてで ASEAN 平均を下回り、ベトナムは「デジタルスキル・人材」、「イノベーション・起業家精神」、「制度インフラの準備」で ASEAN 平均を下回っている³⁴⁾。

ASEAN はほぼすべての項目で豪州、中国、日本、ニュージーランド、韓国より遅れているように見えるものの、第6の柱「制度・インフラの準備」では豪州、中国、日本よりも上回っており一定の成果を挙げたと評価できる。

しかしながら、第1の柱「デジタル貿易・ロジスティクス」、第3の柱「デジタル決済・デジタルアイデンティティ」、第5の柱「イノベーション・起業家精神」などで ASEAN は他の国々の実施や進捗に大きく後れをとっており、これらの分野で早急にキャッチアップする必要があることを示している。また、ASEAN で2番目に高いパフォーマンスを示した第2の柱「データ保護・サイバーセキュリティ」では、ASEAN はスコアでは健闘しているように見えるが、他国と比較するとより大きく引き離されており、ASEAN が決定的に埋めなければならない大きなギャップがあることを示唆している。最後に、第4の柱「デジタルスキル・人材」の分野では、ASEAN は他の国々と大きな差がついている。ASEAN は優秀な人材を惹きつけ、頭脳流出を回避するた

34) Yean (2021), pp. 7-9.

めの努力を強化する必要がある。

ASEAN のデジタル貿易分野における域内協力は端緒についたばかりである。域内協力のさらなる深化が求められる。

参考文献

文献

- Cheah, W. C., George, A., Gupta, S. and Xie, T. (2020), “Accelerating Growth: How RCEP Facilitates ASEAN Trade in the Digital Era,” *ACI Research Paper*, #03-2020, pp. 1-11.
- Collins, D., Park, T. J. and Lee, J. H. (2021), “A Soft Landing for Developing Countries and Non-Discrimination in Digital Trade: Possible Lessons from Asian Countries,” *Journal of World Trade*, 55(4), pp. 649-665.
- Duval, Y., and Mengjing, K. (2017), *Digital Trade Facilitation: Paperless Trade in Regional Trade Agreements*, ADBI Working Paper, 747, pp. 1-37.
- Ferracane, M. F., Lee-Makiyama, H., and Van Der Marel, E. (2018), “Digital Trade Restrictiveness Index,” *European Center for International Political Economy*, Brussels: ECIPE, pp. 1-136.
- Froese, M. D. (2019), “Digital Trade and Dispute Settlement in RTAs: An Evolving Standard?,” *Journal of World Trade*, 53(5), pp. 1-39.
- Kelsey, J. (2019), The Risks for ASEAN of New Mega-Agreements that Promote the Wrong Model of e-commerce, (in) Chen, L. and Kimura, F. (eds), *Developing the Digital Economy in ASEAN*, Routledge, pp. 56-90.
- Liu, H. W. (2018), “Data Localization and Digital Trade Barriers: ASEAN in Megaregionalism,” (in) Hsieh, P. L. and Mercurio, B. (eds), *ASEAN Law in the New Regional Economic Order: Global Trends and Shifting Paradigms*, Cambridge University Press, pp. 371-391.
- Majumdar, S. K., Sarma, A. P., and Majumdar, S. (2020), “E-commerce and Digital Connectivity: Unleashing the Potential for Greater India-ASEAN Integration,” *Journal of Asian Economic Integration*, 2(1), pp. 62-81.
- Mitchell, A. D., and Mishra, N. (2020), “Digital Trade Integration in Preferential Trade Agreements,” *ARTNeT Working Paper Series*, 191, pp. 1-54.
- Shepherd, B., and Duval, Y. (2014), “Estimating the Benefits of Cross-Border Paperless Trade: A Report in Support of Implementation of ESCAP Resolution 68/3,” *The United Nations ESCAP*.
- Weber, R. H. (2015), “Digital trade and E-commerce: challenges and opportunities of the Asia-Pacific regionalism,” *Asian J. WTO & Int'l Health L & Pol'y*, 321(10), pp. 321-347.
- 経済産業省 (2018) 『通商白書 2018 — 急伸するデジタル貿易と新興・途上国経済への対応 新たな通商ルール構築の必要性』勝美印刷。
- 東條吉純 (2020) 「WTO 協定による越境データ流通の規律と限界」経済産業研究所 (RIETI) デイスクッション・ペーパー, No.20-J-011, 1 - 30 頁。

URL

- ASEAN Secretariat (2019), *ASEAN Agreement on Electronic Commerce* (<http://agreement.asean.org/media/download/20190306035048.pdf>).
- ASEAN Secretariat (2020), *ASEAN Digital Integration Framework* (<https://asean.org/wp-content/uploads/2020/12/Adopted-ASEAN-Digital-Integration-Framework.pdf>).
- ASEAN Secretariat (2021), *ASEAN Digital Integration Index Report 2021* (<https://asean.org/wp-content/uploads/2021/09/ADII-Report-2021.pdf>).
- ESCAP (2021), *Preferential Trade Agreements in Asia and the Pacific 2021/2022* (https://www.unescap.org/sites/default/d8files/knowledge-products/APTIT_PTA_20212022.pdf).
- Ministry of Trade and Industry Singapore (2020a), *Digital Economy Partnership Agreement* (<https://www.mti.gov.sg/Improving-Trade/Digital-Economy-Agreements/The-Digital-Economy-Partnership-Agreement>).
- Ministry of Trade and Industry Singapore (2020b), *Singapore-Australia Digital Economy Agreement* (<https://www.mti.gov.sg/Improving-Trade/Digital-Economy-Agreements/The-Singapore-Australia-Digital-Economy-Agreement>).
- Permana, R. B. (2019a), *ASEAN E-Commerce Agreement: ASEAN Way of Digital Trade?* (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3451679).
- Permana, R. B. (2019b), *Disciplining Data Localisation Measure: Approach through ASEAN Agreement on E-Commerce* (https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=3497567).
- USTR (2017), *The Digital 2 Dozen* (<https://ustr.gov/sites/default/files/Digital-2-Dozen-Final.pdf>).
- World Economic Forum (2020a), *Advancing Digital Trade in Asia* (https://www3.weforum.org/docs/WEF_GFC_Advancing_Digital_Trade_in_Asia_2020.pdf).
- World Economic Forum (2020b), *Data Free Flow with Trust (DFFT): Paths towards Free and Trusted Data Flows* (https://www3.weforum.org/docs/WEF_Paths_Towards_Free_and_Trusted_Data%20Flows_2020.pdf).
- Wu, M. (2018), *Digital Trade-Related Provisions in Regional Trade Agreements: Existing Models and Lessons for the Multilateral Trade System* (https://www.zbw.eu/econis-archiv/bitstream/11159/1643/1/rta_exchange-digital_trade-mark_wu-final-1.pdf).
- Yean, T. S. (2021), *Digital Commitments in ASEAN's Free Trade Agreements* (https://www.iseas.edu.sg/wp-content/uploads/2021/11/ISEAS_Perspective_2021_163.pdf).
- かいはつマネジメント・コンサルティング (2019) 「アフリカ地域におけるデジタル貿易ルールの形成可能性に関する調査」経済産業省『平成30年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業』 (https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000346.pdf)。
- 菅原淳一 (2020) 「電子商取引 (デジタル貿易)」国際貿易投資研究所編『ITI 調査研究シリーズ No.98 WTO改革の課題と方向』国際貿易投資研究所, 63-74頁。
- 長崎勇太 (2019) 「増加するデータ関連規制, 世界的な調和は図れるか」JETRO (日本貿易振興機構) 地域・分析レポート (<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/3b8bf9106614b766.html>)。
- 三浦秀之 (2020) 「デジタル貿易をめぐるルール形成の重要性」国際貿易投資研究所『世界経済評論 IMPACT』No.1894 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article1894.html>)。

三浦秀之（2021）「デジタル貿易をめぐるルール形成の行方 ― 第 12 回 WTO 閣僚会議の議論」国際貿易投資研究所『世界経済評論 IMPACT』No.2128 (<http://www.world-economic-review.jp/impact/article2128.html>)。